

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第二十二号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(徳島県漁港管理条例の一部改正)

第一条 徳島県漁港管理条例(昭和四十三年徳島県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第十一条第一項中「受けた者」の下に「又は法第四十三条第四項に規定する認定計画実施者(法第四十四条第一項に規定する認定計画において法第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。))又は法第五十条第一項各号に掲げる事項を定めた者に限る。」を加える。
(徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第二条 徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年徳島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十三号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。